

AMAT隊員の資格更新につきまして

1. はじめに

「AMAT隊員」としての技能の維持・向上を図るために更新制度を設けています。

2. 認定期間について

「AMAT隊員」の認定期間は受講修了後5年間となっており、認定期間を過ぎた場合、認定は失効し、本名称を使用することはできません。

3. 継続認定について

以下のいずれかの方法により、認定期間内に5単位以上履修された方には、新たに隊員登録証を継続発行いたします。

①実災害に医療支援班として出動 (5単位)

②AMAT隊員養成研修の再受講 (5単位)

③都道府県及び全日病、病院が主催する大規模防災訓練(※)に参加

※大規模防災訓練とは、行政や医師会等の他団体等との連携がプログラムに含まれている訓練を指し、1病院のみで行う防災訓練は含まない。

(主催の場合は5単位、参加のみの場合は3単位)

④全日本病院協会主催「災害時病院管理者等の役割研修」への参加 (2単位)

⑤全日本病院学会救急・防災委員会企画に参加 (2単位)

⑥その他(自院での防災訓練を実施及びレポート提出等含む) (2単位)

< 手続方法 >

①の場合は、出動及び参加が確認できる資料をお送りください。

③⑥の場合は、訓練の概要及びレポートを以下の全日病事務局送付先までお送りください。

⑤の場合は参加した年度によって異なります。2013年から2017年に参加した方は、学会参加証を以下の全日病事務局送付先までお送りください。2018年度以降については救急・防災委員会企画にて配布する受講表を以下の全日病事務局送付先までお送りください。

②④の場合は、事務局で参加を把握しておりますので、申請は不要です。

4. 猶予期間について

2018年度～2020年度にて認定期間が切れる方については2021年度までの猶予期間(2022年3月31日まで)を設けます。

5. 隊員登録証の送付時期について

5単位を取得された方には認定期間終了する頃に新しい隊員登録証の送付を予定しています。

6. 登録情報について

登録情報に変更がある場合は速やかに下記事務局までご連絡ください。

7. 個人情報について

個人情報は適切に処理し、AMATに関する目的以外には使用いたしません。

【問合せ先・送付先】

公益社団法人全日本病院協会事務局 AMAT研修担当

〒101-8378 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 住友不動産猿楽町ビル7階

FAX 03-5283-7444 Eメール kyuubou@ajha.or.jp